

令和 4 年 5 月 23 日

瀬戸内市議会議長

瀬戸内市議会議員 厚東 晃央

政務活動費研修報告書

政務活動費を使用して、次のとおり研修活動をしましたので、その結果を報告します。

期間	令和 4 年 5 月 8 日 (日)
研修会名	多摩住民自治研究所創立 50 周年記念イベント 憲法の学び舎 沖縄復帰 50 年、日本国憲法施行 75 年 講義 1 恒久平和の念願と地方自治の意義 講師：白藤博行 氏（専修大学 教授） 講義 2 地方自治を真ん中にして憲法を読む① 講師：池上博通 氏（多摩住民自治研究所理事）
開催場所	オンライン
研修内容	講義 1 恒久平和の念願と地方自治の意義 講師：白藤博行 氏（専修大学 教授） 1, 本土復帰 50 年の沖縄からウクライナへの伝言 ・日本国憲法は世界に通用する 2, 日本国憲法の原点と現点 3, 「人類普遍の原理」としての恒久平和主義と地方自治 ・大切なのは「武力なき平和」「地方分権改革」だが、2つともどこかへいってしまっている現状 4, 地方自治を破壊する「悪しき法治主義、法治国家」 5, 日本の地方自治を破壊するか、デジタル社会形成・デジタル国家形成論 ・「新しい資本主義」→「監視資本主義」となっている ・「経済安全保障法」の制定→「軍事安保」+「経済安保」 ・警察法の改悪されている ・デジタル庁の設置→デジタル都市国家構想とつながる 6, 恒久平和の念願と地方自治の意義



	<p>講義 2 地方自治を真ん中にして憲法を読む①</p> <p>憲法「前文」を読んで日本国憲法の基本理念を確認する 講師：池上博通 氏（多摩住民自治研究所理事）</p> <p>1, 憲法施行 75 周年と「9 条改正」議論</p> <ul style="list-style-type: none"> ・憲法改正のために第 9 章に「憲法改正の手続き」を入れようとしている ・現行憲法をないがしろにしてはいけない ・憲法をかえるか、かえないかは自由に話し合うことができる <p>2, 国家主権と憲法</p> <ul style="list-style-type: none"> ・独立国家の要件である ・国家主権の在り方を示す基本 <p>3, 大日本帝国憲法【明治憲法】と日本国憲法</p> <ul style="list-style-type: none"> ・大日本帝国憲法（1889～1946） ・日本国憲法（1946～） ・大日本帝国憲法の改正という形で日本国憲法ができた ・大きく違う 2 点「戦争の放棄」「地方自治」 ・憲法上、地方（自治体）と中央（国）は対等である <p>4, 憲法前文を学ぶ</p> <ul style="list-style-type: none"> ・憲法前文のとらえ方が部分的に意見の違いがある ・法治国家の形成→選挙による国家体制の形成 ・戦争の放棄は国際連盟規約の前文にも示されている ・国民主権国家体制の本質や目的を示している ・独断的な原理による国家を形成しないことの宣言である ・平和的国家の原則や理想達成への国際的な誓いである
所感	<p>講義 1 は、デジタル社会形成の問題点を感じた。特に現在は理解が深まっていない中、形だけが先行している。このままだと監視社会につながる危険性がある。問題点を学び、もっと深く理解していく必要性を感じた。また、議会で取り上げ、問題点を指摘し、改善を求め、市民にも伝えながら、取り組んでいかなければいけない。</p> <p>講義 1、講義 2 の 2 つ講義を受け、改めて憲法の理念を理解し、その実現に向いていくべきと感じた。講義を通して改めて前文を読んだが、この前文に思いと目指すべきものなどが詰まっていることを改めて知った。目指すべき理想の国家像が書かれている。憲法をかえようとする動きが自民党を中心にあるが、現行憲法を知れば知るほど、必要はないと思う。理想の国家を実現できるように一人の政治家として活動していくことが重要であると感じた。</p>